

姫路市環境アクション

姫路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 3 年（2021 年）3 月策定

令和 6 年（2024 年）3 月一部改定

姫 路 市

改定履歴

策 定	平成 14 年（2002 年） 4 月
一部改定	平成 15 年（2003 年） 12 月
一部改定	平成 18 年（2006 年） 4 月
改定	平成 20 年（2008 年） 3 月
一部改定	平成 21 年（2009 年） 4 月
一部改定	平成 22 年（2010 年） 10 月
改定	平成 24 年（2012 年） 3 月
一部改定	平成 29 年（2017 年） 5 月
改定	令和 3 年（2021 年） 3 月
一部改定	令和 6 年（2024 年） 3 月

目 次

序 論

計画策定の趣旨	1
---------	---

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け	2
2 計画の対象範囲	2
3 対象とする温室効果ガス	2
4 計画の期間	3

第 2 章 これまでの取組状況

1 概要	4
2 実績	4

第 3 章 計画の目標

1 温室効果ガス排出量の算定方法の見直し	6
2 温室効果ガス排出量の削減目標	7

第 4 章 目標達成に向けた取組

1 取組方針	8
2 項目ごとの具体的取組	9

第 5 章 計画の進行管理

1 推進体制	1 3
2 実施状況の点検	1 4
3 取組結果の報告・公表・是正	1 5
4 計画の見直し	1 5

参考資料

1 種別エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の推移	1 6
2 取組別温室効果ガス削減ポテンシャル試算結果	1 9

序論

計画策定の趣旨

近年、国内では毎年のように豪雨、台風による大規模災害が起こり、国外においても記録的な熱波や広範囲の森林火災など深刻な気象災害が発生しています。

また、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）は、その報告書のなかで、今後、地球温暖化に伴い、豪雨災害や猛暑のリスクがさらに高まる可能性を指摘しています。

世界では、平成 27 年（2015 年）に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）において、全ての国と地域が参加する公平かつ実行的な温室効果ガスの削減等に関する国際的枠組みであるパリ協定が採択され、令和 2 年（2020 年）からその本格的な運用が始まりました。

さらに、令和 2 年（2020 年）10 月の臨時国会において、政府がグリーン社会の実現に向けて、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言して以降、我が国における脱炭素に向けた動きが加速化しています。

本市も令和 3 年 2 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和 5 年 3 月には姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、市域における 2030 年度の温室効果ガス削減目標を 48%（2013 年度比）に引き上げるとともに、脱炭素関連施策の充実・強化を図ったところです。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

本計画は、温対法に基づいて、事業者としての本市が、その事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量を削減するために率先的に行動することで、事業者・市民の模範となり、市域における温暖化対策を牽引することを目的として策定するものです。

本計画の実効性を確保し、より有用なものとするため、すべての職員が、本計画の趣旨を理解し、公務に取り組む必要があります。

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）第 21 条で地方公共団体に策定と公表が義務付けられている「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に位置付けられ、市の事務事業に伴う温室効果ガス削減に向けた取組を推進するためのものです。

2 計画の対象範囲

本計画は、市長部局をはじめ、上下水道局、消防局及び教育委員会事務局等市が行うすべての事務事業を対象とします。ただし、市の施設のうち指定管理者等が管理しているもの、温室効果ガス排出量の把握が困難なもの及び外部への委託等により実施する事務・事業については、温室効果ガス排出実態調査の対象から除外しますが、可能な限り受託者等に対して、この計画の趣旨に沿った処置を講じるよう要請します。

3 対象とする温室効果ガス

本計画は、温対法で規定されている 7 種類の温室効果ガスを対象とします。なお、対象とする温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄及び三フッ化窒素については、本市の事務事業に伴う排出はありません。

温室効果ガスの種類と主要発生源

温室効果ガスの種類	主要発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼に伴い排出される。温室効果ガスの 9 割以上を占めるため、温暖化への影響が大きい。
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵等の農業部門等から排出されるものが半分を占め、廃棄物の埋立場や下水処理場からも発生する。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒に使用される。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体や電子部品等の洗浄等に使用される。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製品等の製造用に使用される。
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体、ディスプレイ及び太陽電池の製造工程で使用される。

4 計画の期間

本計画の対象期間は令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。

また、社会情勢の変化等に対応するため、令和 5 年度（2023 年度）に見直しを行いました。

今後も、「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合を図るとともに、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 これまでの取組状況

1 概要

本市では、平成11年（1999年）4月に「姫路市役所エコオフィスプラン」を策定し、事業者としての立場から率先して環境の保全に関する取組を推進してきました。

平成14年（2002年）4月には、この取組を継承・発展させた「姫路市環境アクション」を地球温暖化防止に向けた率先行動計画として位置付け、令和3年（2021年）3月の改定まで計8回の改定を行いながら、以下の取組を進めてきました。

- ・ 温室効果ガス排出量削減のための取組
- ・ 資源の有効利用・リサイクル推進のための取組
- ・ 職員の環境保全意識向上のための取組

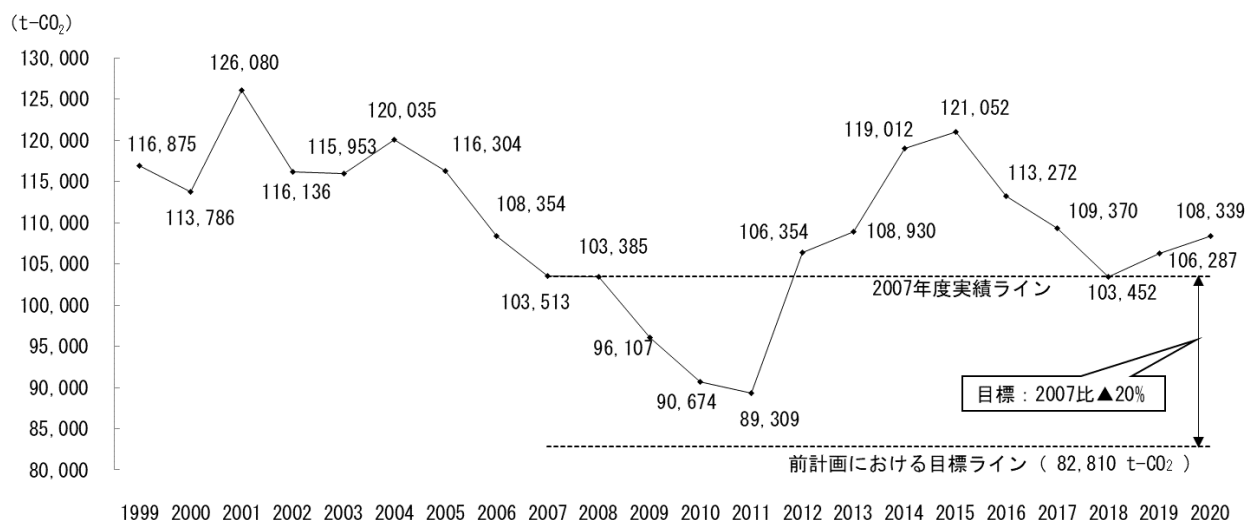
2 実績

(1) 温室効果ガス排出量

前計画（平成24年度～令和2年度）では、温室効果ガス排出量を令和2年度（2020年度）に平成19年度（2007年度）比で20%削減することを目指していましたが、目標の達成には至りませんでした。

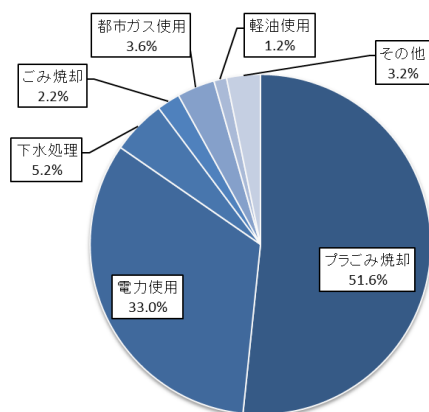
温室効果ガス排出量の推移を見ると、平成16年度（2004年度）以降減少傾向にあったものの、平成23年（2011年）3月の東日本大震災後に電力排出係数が増加したことにより、平成24年度（2012年度）以降増加に転じました。平成27年度（2015年度）以降は再び減少傾向に転じたものの、令和2年度（2020年度）の排出量は108,339t-CO₂となっており、基準年度（2007年度）の排出量を約4.7%上回っています。

図 温室効果ガス排出量の推移



令和2年度（2020年度）における温室効果ガスの排出要因と排出構成は以下のとおりです。排出要因のなかで全体の約85%を「プラスチックごみ焼却」と「電力使用」が占めています。

図 令和2年度（2020年度）温室効果ガスの排出要因と排出構成



排出要因	排出量 (t-CO2)	割合 (%)
プラスチックごみ焼却	55,952	51.6%
電力使用	35,761	33.0%
下水処理	5,581	5.2%
ごみ焼却	2,388	2.2%
都市ガス使用	3,879	3.6%
軽油使用	1,309	1.2%
その他	3,469	3.2%
合 計	108,339	100.0%

(2) 個別項目

前計画における個別項目の目標達成状況は以下のとおりです。

エネルギー使用量については、全体として大きく減少しており、電力など5項目が目標を達成しています。

エネルギー使用量以外の項目については、水道使用量は減少していますが、プラスチックごみ焼却量及び用紙使用量は増加しています。

特に、プラスチックごみ焼却量の増加が、目標達成の阻害要因となっています。

ただし、項目によっては、新型コロナウイルス感染症により施設の利用状況等に影響を受けているものも含まれると考えられます。

表 個別項目ごとの目標達成状況

個別項目		2007年度 実績値	2020年度 実績値	2007比	2020年度 目標値 (2007比)	2020年度 目標値の 達成状況
エネルギー 使用量	電力	125,903 MWh	95,436 MWh	-24.2%	-14%	○
	都市ガス	1,385 千m³	1,795 千m³	+29.6%	-18%	×
	ガソリン	440 kl	363 kl	-17.5%	-9%	○
	軽油	1,188 kl	507 kl	-57.3%	-64%	×
	灯油	634 kl	213 kl	-66.2%	-7%	○
	A重油	559 kl	209 kl	-62.6%	-7%	○
	液化石油ガス (LPG)	307 t	122 t	-60.1%	-9%	○
プラスチックごみ焼却量		14,896 t	20,236 t	+35.8%	-10%	×
水道使用量		1,189,266 m³	713,233 m³	-40.0%	-7%	○
用紙使用量		52,460 千枚	69,720 千枚	+32.9%	-7%	×

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス排出量の算定方法の見直し

本計画では、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を算定する際に、職員一人ひとりの取組や努力が成果として反映されるよう、市民等の生活状況の変化による影響を大きく受ける以下の温室効果ガス排出項目を令和3年3月改定時に除外しています。

また、本章以降において、以下の温室効果ガス排出項目を「除外項目」といいます。

(1) プラスチックごみ焼却量

市域全体から排出される一般廃棄物に混入するプラスチックの燃焼時に発生するCO₂を算定していたため。

(2) ごみ焼却量

市域全体から排出される一般廃棄物の燃焼時に発生するCH₄（メタン）とN₂O（一酸化二窒素）を算定していたため。ただし、本庁舎から排出される一般廃棄物に起因するものについては、従来どおり算定に含めます。

(3) 下水処理

下水を処理する際に発生するCH₄（メタン）とN₂O（一酸化二窒素）を算定していたため。

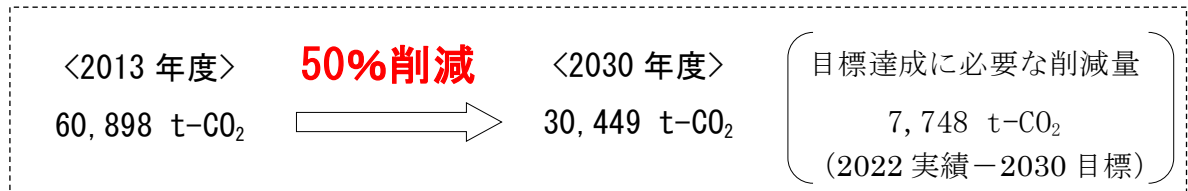
(4) その他の一部

市内のし尿処理施設や集落排水施設、コミュニティプラント施設等での汚水処理時に発生するCH₄（メタン）とN₂O（一酸化二窒素）を算定していたため。

※ なお、下水処理施設やごみ処理施設で使用する電力などのエネルギー使用に起因するCO₂については、従来どおり算定に含める。

2 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、平成 25 年度（2013 年度）を基準年度とし、市自らの事務事業に伴い排出される温室効果ガス（除外項目を除く）を令和 12 年度（2030 年度）までに基準年度比で 50%削減することを目指します。



目標の設定にあたっては、国の実行計画*と基準年度（2013 年度）及び目標値（50%削減）の整合を図りました。

※ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」（令和 3 年 10 月閣議決定）

図 温室効果ガス排出量の削減目標（除外項目を除く）

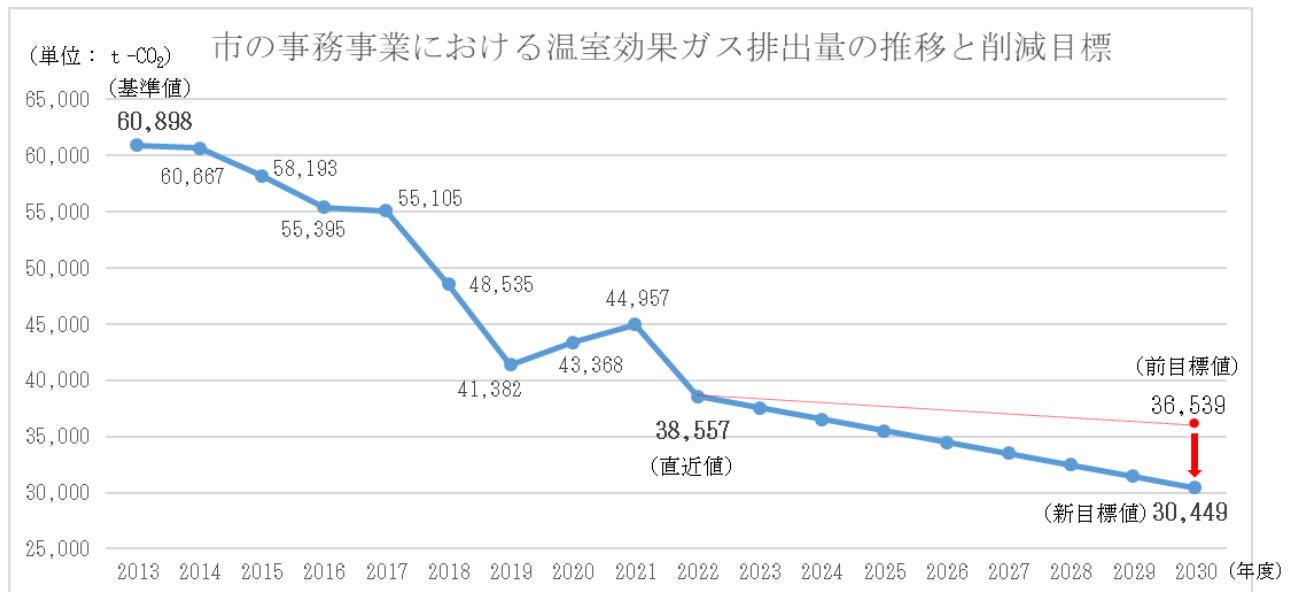
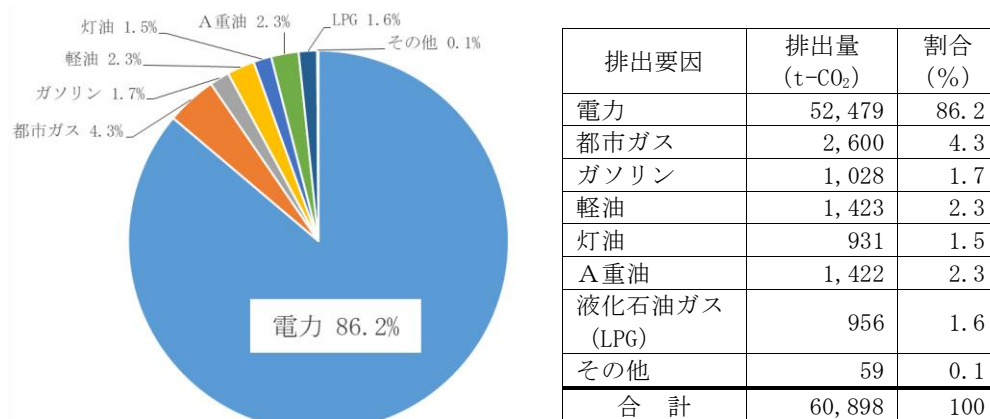


図 基準年度（2013 年度）の温室効果ガスの排出要因と排出構成（除外項目を除く）



第4章 目標達成に向けた取組

本計画では、前計画において進めてきた取組を引き続き徹底するとともに、個別項目ごとの対策に重点的に取り組むことにより、効果的な温室効果ガス排出量の削減を図ります。

1 取組方針

項目	取組
(1) 電力の削減	・公共施設の改修時における省エネ設備への更新(LED化等) ・執務室等における節電の取組
(2) 公共施設のグリーン化	・新設公共施設のZEB化 ・新設・改修時の太陽光発電設備の設置 ・環境配慮契約(再生可能エネルギー電力の調達等)の推進
(3) 公用車の電動化	・新規導入・更新時における電動車の導入
(4) その他 ※ CO ₂ の削減には 直接影響しない	・カーボンニュートラルに資する新美化センターの整備 ・公共施設における地元産材利用※ ・水道施設における小水力発電の導入検討 ・下水道における資源・エネルギー利用の検討 ・職員の環境保全意識向上(節電、3R、デコ活 等) ・資源の有効利用と廃棄物量の削減

2 項目ごとの具体的取組

(1) 電力の削減

- ・LED化が未実施の施設については、廃止予定の施設等を除き、2030 年度末までにLED照明への切替えに努め、導入割合 100%を目指す。
- ・施設改修や設備更新時において、高効率機器の導入を図る。
- ・ビルエネルギー管理システム（BEMS）の導入によるエネルギー使用量の見える化及び最適化を図る。
- ・施設の利用形態に応じ、人感センサー、自動照度調節、タイマー制御等の導入に努める。
- ・ブラインド、カーテン等の設置や断熱フィルムの施工により、窓からの熱の出入を調節する。
- ・節電、適正冷房・適正暖房など、オフィス活動における取組を推進する。
- ・これらの取組により、2030 年度までに電力使用による温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 55%以上削減する。

(2) 公共施設のグリーン化

- ・新設・改修時には、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等、環境に配慮した整備に努める。新設公共建築物においては、施設の規模や用途等を勘案した上で原則ZEB Oriented相当^{※1}以上の基準を満たすことを目指す。
- ・新設・改修時に太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入を図る。
- ・併せて、蓄電システムや燃料電池の導入を図る。
- ・公共施設で調達する電力について、可能な限り再生可能エネルギー電力への切替えを推進する。
- ・公共施設のグリーン化を進めるにあたり、グリーンボンドなど財源の確保に努める。

※1 ZEB は、Net Zero Energy Building の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。エネルギー収支の状況に応じて、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready 及びZEB Oriented の4段階が定義されている。

「ZEB Oriented 相当以上」は、以下の式で表される。

- ・事務所等、学校等、工場等 : BEI（再生可能エネルギーによる削減量を含めない） ≤ 0.6
- ・上記以外 : BEI（再生可能エネルギーによる削減量を含めない） ≤ 0.7

$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量（空調、換気、照明、給湯、昇降機）の合計} - \text{エネルギー利用効率化設備（再生可能エネルギー等）による削減量}}{\text{基準一次エネルギー消費量（空調、換気、照明、給湯、昇降機）の合計}}$$

(3) 公用車の電動化

- ・公共施設での充電設備の確保状況や公用車の利用用途等を勘案した上で、新規導入・更新する車両については次世代自動車の導入割合 100%を目指す。(導入可能な車種に限る。)
- ・併せてEV用充電設備や充放電設備(V2H)の導入を図る。
- ・EVの導入にあたり、充電設備の確保やその他について課題が生じた場合は、その解決策を十分に検討する。

(4) その他

① カーボンニュートラルに資する新美化センター整備

- ・2032年度(令和14年度)頃の稼働を目標とした新美化センターの整備に向けた検討を行う。新美化センターの整備に当たっては、SDGsの視点を意識しながら、カーボンニュートラルにつながる最先端の機能を備え、地域の魅力や価値を向上させる施設の建設を目指す。

② 公共施設における地元産材利用

- ・「姫路市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づき、地元産材を活用した公共施設の木造・木質化を推進する。

③ 水道施設における小水力発電の導入検討

- ・「姫路市水道ビジョン」にも掲げる「環境負荷の低減」を目指す試みの一環として、未利用エネルギーの有効活用を目的としたマイクロ水力発電事業の導入に向けて検討を行う。

④ 下水道における資源・エネルギー利用の検討

- ・大気温と比べ、夏は冷たく、冬は温くなる下水の温度差エネルギー、いわゆる下水熱の、本市での導入可能性について研究を進める。

⑤ 職員の環境保全意識向上

【全般】

- ・姫路市環境マネジメントシステムに基づき、オフィス活動における環境配慮の取組を推進する。
- ・環境推進員や省エネ推進員は、適正な指導・監督により、所属における取組の推進を図る。
- ・職員研修カリキュラム、職場内研修において、環境に関する研修を積極的に取り入れる。

- ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」※²を実践する。
- ・オンライン会議の活用や在宅勤務制度の活用、定時退庁日の設定などワーク・ライフ・バランスの確保による脱炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの定着を図る。

【節電】

- ・空調稼働時は、適正冷房・適正暖房を実施し、エネルギー使用の効率化を図る。
- ・クールビズやウォームビズに取り組む。
- ・業務に必要な部分に限り、事務室の照明を点灯する。
- ・湯沸かし場や洗面台等は必要な場合のみ照明を点灯する。
- ・電気ポットは使用せず、魔法瓶を使用する。
- ・OA機器については高効率化に努めるとともに、節電スイッチや、省エネモードの設定を活用する。
- ・極力階段を利用するなどエレベーターの利用頻度を削減する。

【燃料の削減】

- ・調理・給湯室において、使用時以外はガスの種火を消す。
- ・公用車のタイヤの空気圧等車両整備を適切に実施する。
- ・公用車の運行は、不要な荷物を積載せず、急発進・急加速を控えたエコドライブを実施するとともに、アイドリングストップを励行する。
- ・公用車のエアコンは、必要な時以外は使用しない。
- ・公用自転車を積極的に活用する。

⑥ 資源の有効利用と廃棄物量の削減

【全般】

- ・姫路市環境マネジメントシステムに基づき、オフィス活動における資源の再利用や用紙使用量の削減などの取組を推進する。
- ・環境推進員や省エネ推進員は、適正な指導・監督により、所属における取組の推進を図る。
- ・グリーン購入法に適合した環境にやさしい製品を購入する。

【廃棄物の削減】

- ・執務室や会議ではマイボトルを、昼食等購入時にはマイバッグを使用する。
- ・過剰包装製品や使い捨て製品を購入せず、詰め替えやリサイクルが可能な製品を購入する。
- ・個人用のごみ箱を利用せず、所属内でごみの種類ごとに設けて共有化する。

- ・シュレッダーは、機密文書の廃棄の場合のみ使用する。
- ・古紙、新聞紙等の分別を徹底する。
- ・ファイルやファイリングフォルダーなどを再利用する。
- ・トイレや洗面台の使用時には節水を徹底する。

【用紙使用量の削減】

- ・市内通信ネットワーク等の活用によるペーパーレス化を推進する。
- ・電子決裁を徹底する。
- ・回覧文書や資料の電子化を図る。
- ・行政手続の原則オンライン化や電子通知サービスの導入を図る。
- ・コピー時に、両面印刷やまとめ印刷機能等を活用する。
- ・ミスコピー防止のため、使用後はコピー機の設定をリセットする。
- ・用紙裏面の再利用や使用済封筒の活用を図る。
- ・印刷物を発注する際には、環境に配慮した用紙類を選択し、リサイクルの妨げとなるラミネート加工は施さないよう努める。
- ・印刷物を発注する際には、植物性油インクを使用したものを選択するよう努める。

【その他】

- ・職場周辺の清掃活動等の環境保全活動へ積極的に参加する。
- ・食品ロスもったいない運動を推進し、食品ロス削減に取り組む。

※2 「デコ活」について

「デコ活」とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

環境省は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動として展開している。

2024年1月時点で744団体（企業、各種団体、国・自治体）がデコ活宣言を行っており、本市も2023年9月にデコ活宣言を行った。

第5章 計画の進行管理

1 推進体制

計画の実施状況を点検・公表するPDCA〔Plan（計画）－Do（実施）－Check（点検）－Action（見直し）〕を計画推進の仕組みとし、姫路市環境基本計画推進本部を中心に推進体制を確立し、全庁的な取組の徹底を図ります。

(1) 環境基本計画推進本部

環境基本計画推進本部（以下「推進本部」という。）は、本計画の目標の決定及び継続的な改善のための処置や計画の見直し等、計画全般についての方針の決定を行います。また、本計画の取組結果の評価・公表を行います。

(2) 環境基本計画推進本部幹事会

環境基本計画推進本部幹事会では、環境アクションの推進について必要な事項を検討するほか、推進本部での審議に必要な事項を検討します。

(3) 部会

部会は、必要に応じて設置します。部会では、専門的事項についての調査・研究及び温室効果ガス排出量削減等の対策について検討を行います。

(4) 環境推進員（各所属長）

環境推進員は、各組織の推進責任者として、以下の役割を担うものとします。

- ① 所属職員への環境アクションの周知及び取組の徹底
- ② 各所属独自の取組の検討・推進
- ③ 各所属の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の把握及び削減
- ④ 省エネ推進員の選任

(5) 省エネ推進員

環境推進員より指名された省エネ推進員は、所属内において以下の役割を担うものとします。

- ① 勤務時間内における廊下及び洗面所等の不要な照明の消灯に努めます。
- ② 所属内で使用しているパソコン、OA機器等の節電に努めます。
- ③ その他、省エネに資する取組の推進に努めます。

(6) 職員

職員は、自らの業務において、環境アクションに積極的に取り組むとともに、各自が創意工夫し、環境への負荷低減に努めるものとします。

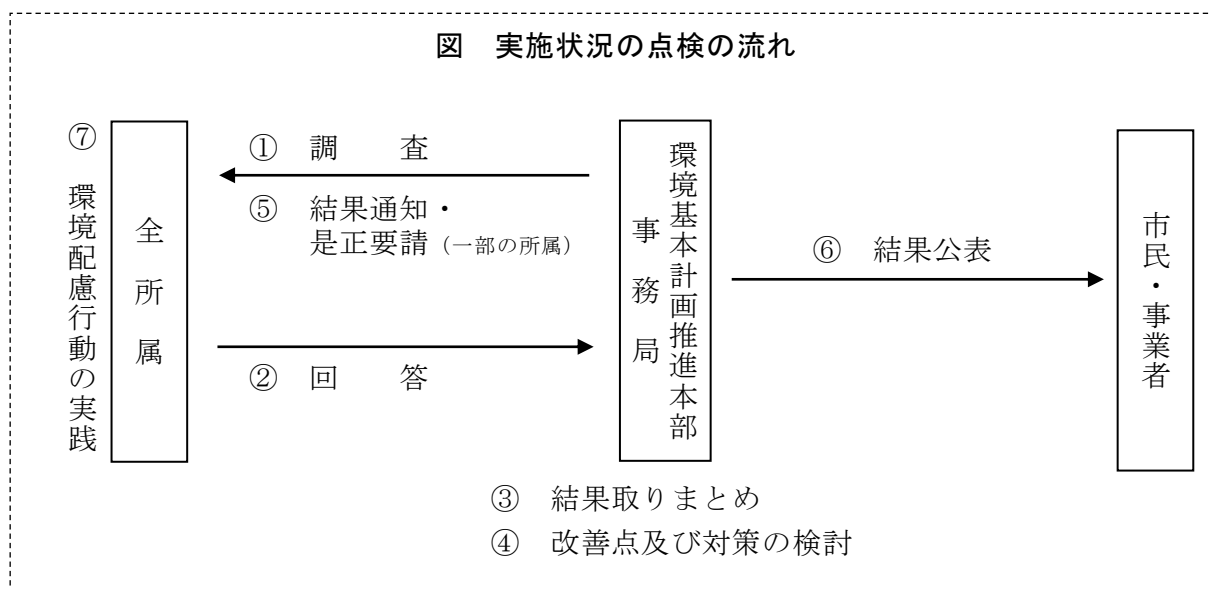
(7) 事務局

事務局は環境政策室に置き、環境アクションの推進に関する庶務を担当します。

2 実施状況の点検

環境アクションの実施状況は、「姫路市環境マネジメントシステム」により進行管理を行います。

温室効果ガス排出量の調査は、毎年4月頃、「環境マネジメントシステム取組状況報告書」を用いて実施します。これにより、各所属の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（除外項目を除く）を算定し、第3章に掲載している目標の達成に向けて、取組の実施状況を点検します。



3 取組結果の報告・公表・是正

(1) 報告

市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（除外項目を除く）については、調査結果を取りまとめ、推進本部へ報告します。

(2) 公表

取組結果については、「姫路の環境 ―姫路市環境基本計画報告書―」に掲載することにより公表します。

また、公表内容について市民又は事業者等から意見が提出された場合は、計画の見直し等の参考とします。

(3) 是正

推進本部が温室効果ガス排出量削減にかかる取組に改善を要すると判断した場合は、効果的な対策について検討し、該当する所属に取組の是正を要請します。

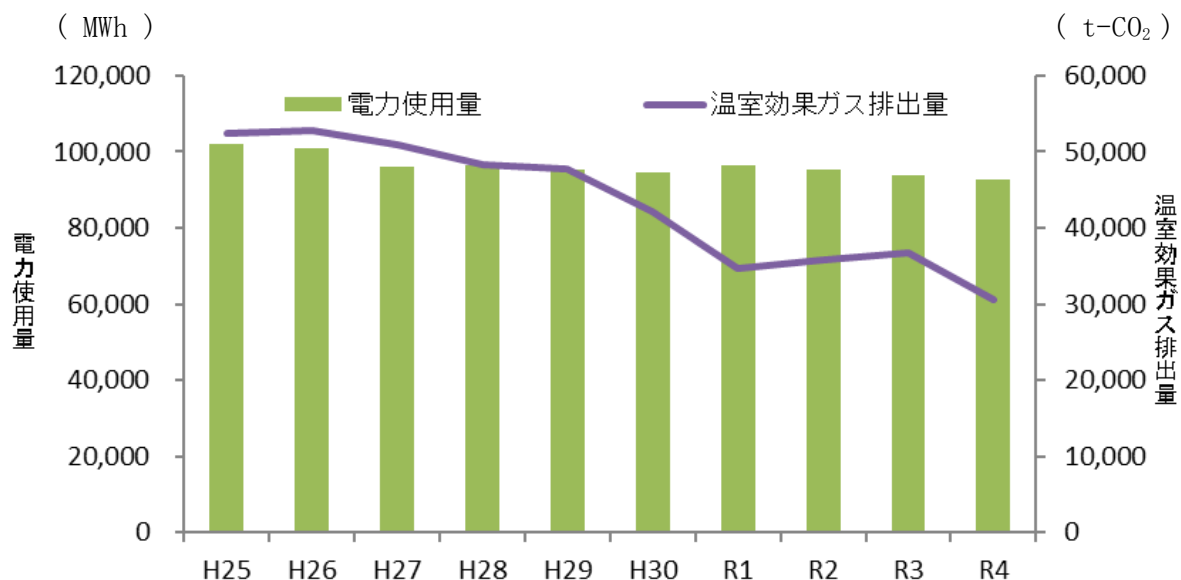
4 計画の見直し

計画期間中、国におけるエネルギー政策の見直し等社会情勢の変化、施設の改廃及びやむを得ないエネルギーの消費量の増加等、不可避の要因によって目標達成が困難となった場合は、目標値及び取組内容の見直しを行います。

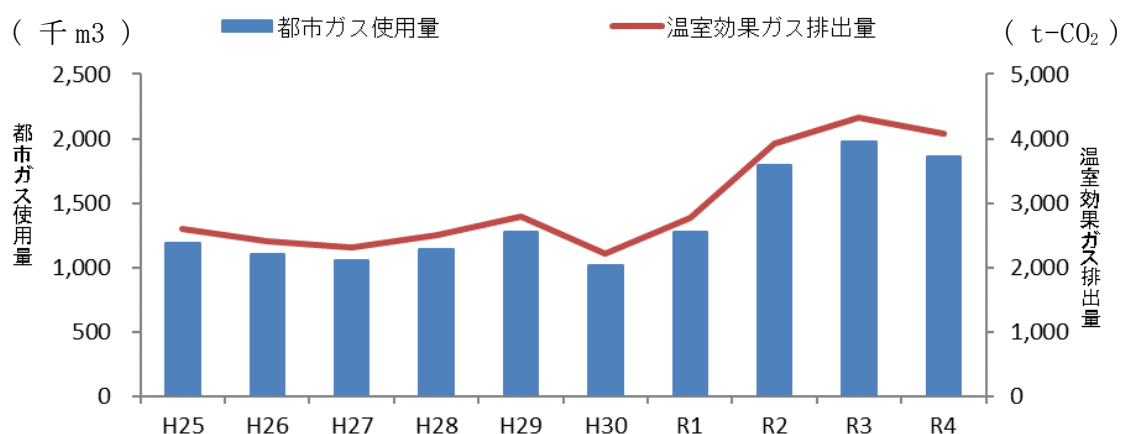
参考資料

1 種類別エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の推移

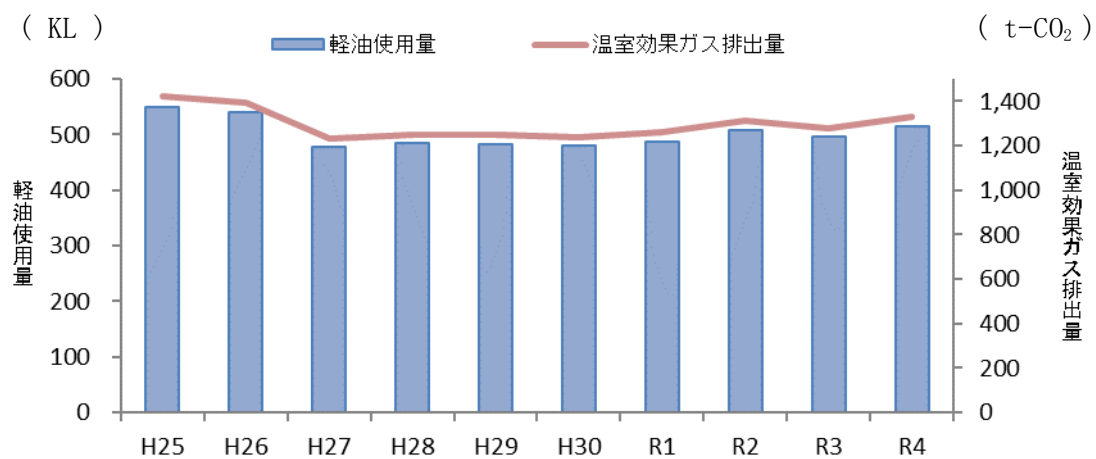
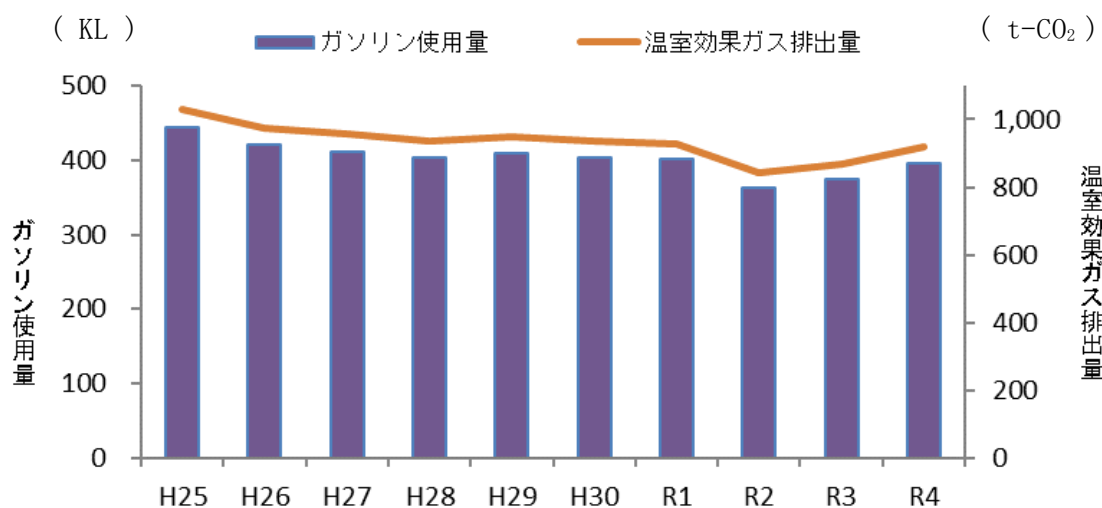
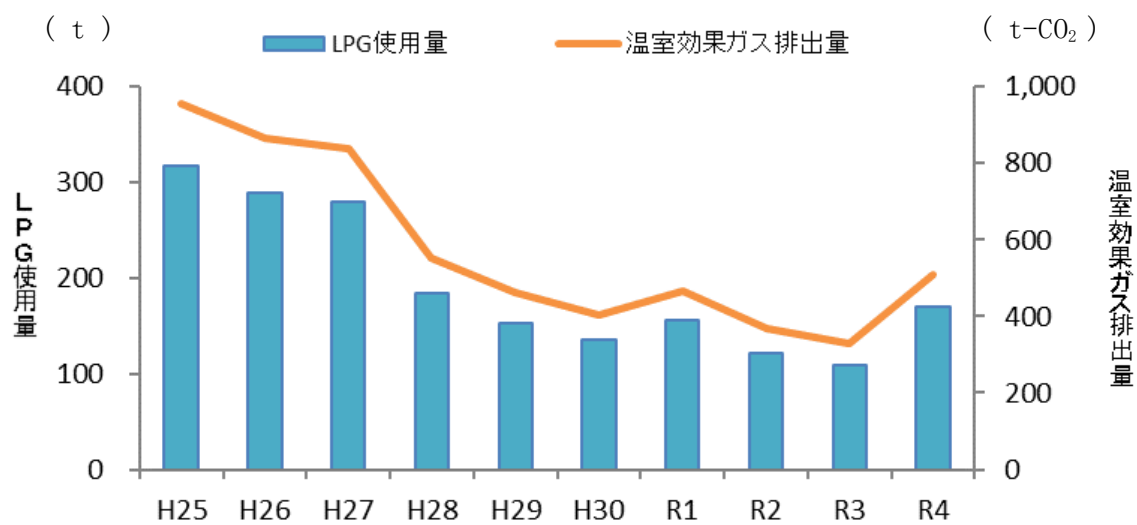
エネルギーの種類別使用量及び温室効果ガス排出量の基準年度（平成 25 年度）からの推移は以下のとおりです。

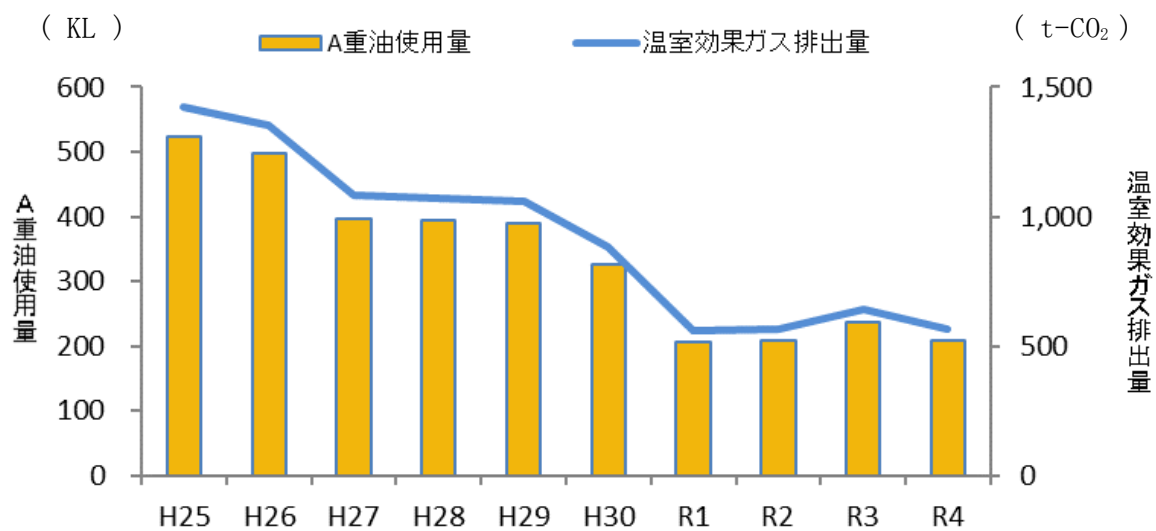
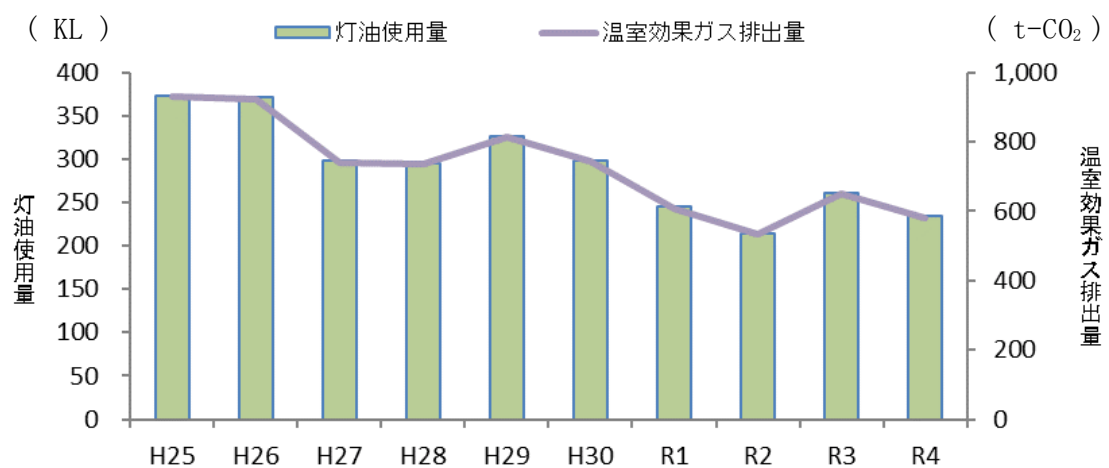


電力使用量は減少傾向にあります。電力排出係数が大きく低減したことにより、電力使用に伴う温室効果ガス排出量については使用量の減少幅よりも大きく減少しています。



都市ガス使用量は、令和元年度に小中学校の各教室に空調設備が整備されたことにより、大きく増加しています。





A重油使用量については、平成 26 年度の食肉センターの民営化や平成 30 年度の船舶運行の民間委託などにより、大きく減少しています。

2 取組別温室効果ガス削減ポテンシャル試算結果（R4 実績比）

温室効果ガス削減に向けた取組別の削減ポテンシャルは以下のとおりです。

以下の項目のうち取組可能なものから順次進めていき、令和 12 年度（2030 年度）までに 7,748 t-CO₂ の削減（計画の目標）を目指します。

項目	取組内容	削減ポテンシャル （概算値）
公共施設 LED 化	LED 化が未完了の施設の照明を LED 化（340 施設）	1,900 t-CO ₂
太陽光発電設備の設置	公共施設の新設・改修時の設置（31,000 MWh/年） 脱炭素先行地域の取組（5,700 MWh/年）	12,000 t-CO ₂
公用車の電動化	新規導入・更新車両の電動化（520 台）	400 t-CO ₂
電力排出係数の低減		6,700 t-CO ₂
合 計		21,000 t-CO ₂

※ 削減ポテンシャルは、取組を最大限実施した場合の温室効果ガス削減量であり、本計画の目標年度（2030 年度）までに実施が困難なものも含まれています。